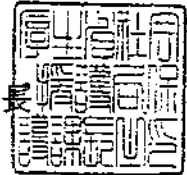


社 援 保 第 3 6 号

平 成 1 2 年 5 月 3 0 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省社会・援護局保護課長



「生活保護法による介護券の記載要領及び留意点について」の一部改正
について

今般、平成12年3月13日社援保第11号厚生省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による介護券の記載要領及び留意点について」の一部を別紙の通り改正することとしたので、了知の上、介護扶助の取り扱いに遺憾のないよう関係機関に周知を図られたい。

(改正前)

記2. 被保険者以外の者に係る被保険者番号

福祉事務所が替わる場合であっても、市内異動の場合には、引き続き従前の被保険者番号を引き継ぐこと。なお、当該市の本庁が一括して番号を払い出すこととしても差し支えない。

(改正前)

第1 介護券の記載要領

2 公費負担者番号

介護券発行福祉事務所の所定の番号8桁を記載すること。

(改正前)

6 保険者番号

イ 被保険者以外の者の場合

居住地の市町村の介護保険保険者番号を記入すること。なお、介護保険施設に入所中の者については、入所前の居住地又は現在地の市町村の介護保険者番号を記載すること。

(改正後)

記2. 被保険者以外の者に係る被保険者番号

福祉事務所が替わる場合であっても、市内異動（広域連合が介護保険の保険者となり、介護保険の保険者番号が設定されている場合においては、その構成市町村の異動を含む。）の場合には、引き続き従前の被保険者番号を引き継ぐこと。

なお、当該市の本庁が一括して番号を払い出すこととしても差し支えない。

(改正後)

第1 介護券の記載要領

2 公費負担者番号

介護券発行福祉事務所の所定の番号8桁を記載すること。

なお、医療扶助の公費負担者番号と同一のものを使用することとしても差し支えないこと。

(改正後)

6 保険者番号

イ 被保険者以外の者の場合

居住地の市町村の介護保険保険者番号（被保護者が広域連合の構成市町村に居住する場合又は政令市に居住する場合には、広域連合の構成市町村の市町村番号又は政令市の行政区番号）を記入すること。なお、介護保険施設に入所中の者については、入所前の居住地又は現在地の市町村の介護保険者番号を記載すること。

(改正前)

16 本人支払額欄

本人支払額が生ずる場合に記載すること。本人支払額がない場合はその欄に斜線をひくこと。

なお、本人支払額を記載する場合においては、当該本人支払額に10円未満の端数があるときにはこれを切り捨てること。

(改正後)

16 本人支払額欄

本人支払額が生ずる場合に記載すること。本人支払額がない場合はその欄に斜線をひくこと。
